

中学校における部活動指導員の配置支援事業 Q&A

スポーツ庁・文化庁 2025/1/10 時点

【1. 補助金の概要】

問1-1 本補助金の項・目は何か。

答 運動部活動（スポーツ庁所管）

項：スポーツ振興費

目：地方スポーツ振興費補助金

大事項：共生社会及び多様な主体によるスポーツ参画の実現に必要な経費

文化部活動（文化庁所管）

項：文化振興費

目：文化芸術振興費補助金

大事項：芸術文化等の振興に必要な経費

問1-2 本事業の予算積算根拠、補助要件はどのようなになっているか。

答 本事業の予算積算にあたっては、スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国の部活動ガイドライン」という。）に記載のある活動時間（週11時間程度（平日2時間、学校の休業日（学期中の週末を含む）3時間））や休養日（週2日以上（平日1日、土曜日及び日曜日1日以上））、部活動指導員に対する研修などの事項を遵守し、部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、令和7年度予算案においては16,251人（運動部：13,178人、文化部：3,073人）の配置を想定している。配置される部活動指導員については、年間35週、週6時間勤務、1時間あたりの報酬等単価を1,600円で積算している。

なお、補助対象は、同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内のものに限る（ただし、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において、部活動の地域連携及び地域移行に資する取組を実施する場合は、この限りではない。）。

問1-3 「部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うことを前提とすること。」とはどういうことか。

答 労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）第66条の8の3において、事業者は「労働時間の状況」を把握しなければならないとされており、一部を除いて公立学校の教師を含む地方公務員にも適用され、公立学校の教師も、安衛法上の「労働者」に含まれる。このため、公立学校の教師の在校等時間のうち、安衛法上の「労働時間の状況」に当たる部分の把握に当たっては、安衛法体系上求められている要件を満たす必要があることから前提としている。

なお、各都道府県教育委員会においては、本内容について域内の市（政令指定都市を除く。以下同じ。）区町村教育委員会に対して周知を図るとともに、十分な指導・助言を行うこと。

問 1－4 どのような方法が「在校等時間の客観的な把握」といえるのか。

答 安衛法に基づく労働時間の状況の把握は、原則としてタイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働日ごとの出退勤時刻や入退室時刻の記録等を把握しなければならないこととされている。詳細については、人事委員会や労働基準監督署に確認していただきたい。

問 1－5 「在校等時間の客観的な把握」はいつ時点で行われていることを求められるのか。当該年度 4 月時点で行われていない場合は、申請をすることが許されないのか。

答 申請に当たっては、当該年度の 4 月 1 日時点において「在校等時間の客観的な把握」のためのシステム等が導入されていることが望ましいが、当該年度中に「在校等時間の客観的な把握」のためのシステム等の導入や、導入する計画を策定していることが必要。

問 1－6 予算積算上、週当たりの勤務時間を 6 時間としている根拠は何か。

答 本事業の実施にあたっては、「国の部活動ガイドライン」を遵守することを要件としており、部活動の適正化を進める自治体を対象に補助することとしている。このため、平日 2 時間、週 3 日、年間 35 週分を計上している。

【 2. 補助対象の範囲等】

問 2－1 事業費の負担割合はどうなっているか。

答 本事業は、公立中学校の設置者を事業の実施主体として、設置者と都道府県と国がそれぞれ 1/3 ずつ負担する仕組みとしている。（中学校の設置者が指定都市又は都道府県の場合は、国が 1/3、指定都市又は都道府県が 2/3 となる。）

なお、市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。以下、「指定都市以外の市区町村等」という。）が本事業を実施する場合は、間接補助事業として実施することとなるため、補助金の申請は、都道府県が行うこととなり、都道府県が指定都市以外の市区町村等が実施する事業に対して、当該事業に要する経費の 2/3 を補助する場合に、国は都道府県に対して当該事業に要する経費の 1/3 を補助する仕組みとしており、国、都道府県、指定都市以外の市区町村等が 1/3 ずつ負担することとなる。

国・都道府県・市区町村の負担割合を 1/3 ずつとしているのは、公立学校の部活動における三者の役割分担について、例えば次のような役割と考えていることによる。

【スポーツ庁・文化庁の役割】

- ・「国の部活動ガイドライン」の策定とそのフォローアップ

【都道府県の役割】

- ・「国の部活動ガイドライン」に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組に関する「部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- ・学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。

【学校設置者の役割】

- ・「国の部活動ガイドライン」に則り、都道府県の「部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- ・部活動指導員を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

問 2－2 国の補助額は、指定都市以外の市区町村等が実施する補助対象経費の 1/3 か、それとも都道府県の市区町村に対する補助額の 1/3 か。

答 市区町村ごとの補助対象経費の 1/3 の合計が、都道府県の国庫補助希望額となる。

問 2－3 指定都市以外の市区町村等が実施する補助対象事業に対して、都道府県が補助事業を実施しない場合は、市区町村が直接補助申請できるか。

答 本事業は、中学校の設置者であり、教員の勤務管理を行う市区町村と、部活動指導手当を負担している都道府県と国の三者が協力して実施することを前提とし、都道府県に対して国が補助金を交付する仕組みとしている。このため、都道府県が域内の市区町村に対して補助事業を実施しない場合には、指定都市以外の市区町村等は直接補助金を申請することはできない。

都道府県においては、市区町村が本事業を実施することにより、教員の部活動に係る時間が軽減され学校の働き方改革につながるとともに、都道府県が負担している部活動指導手当の支給額の減少が想定されるため、域内の市区町村と十分連携し、是非本事業を活用していただきたい。【問 2－1 参照】

問 2－4 指定都市以外の市区町村等が本事業を実施する場合、市区町村に負担が生じないよう、都道府県が補助対象経費の 2/3 を補助することは可能か。

答 本事業は、学校の設置者が 1/3、都道府県が 1/3、国が 1/3 を負担する仕組みとしており、都道府県が補助対象経費の 2/3 を負担することはできない。本事業は、中学校の設置者であり、教員の勤務管理を行う市区町村と、部活動勤務手当を負担している都道府県と国の三者が協力して実施するものである。

問 2－5 市区町村立学校に部活動指導員を配置する場合、都道府県が任用した者を市区町村に派遣し配置することは可能か。

答 本事業は市区町村が「国の部活動ガイドライン」を遵守し、部活動の適正化や教員の負担軽減に取り組むとともに、事業の実施主体として部活動指導員を任用する必要がある。そのため、都道府県が任用した者を市区町村に派遣し配置する場合には、本事業の対象とならない。

問 2-6 以下の場合、配置人数と補助対象の考え方如何。

①年度途中の退職により新たに別の者を任用した場合

②1校に複数人配置している（例：「1日2時間×週2日」で3人）場合

答 配置人数は、実際に配置した実人数とすること。従って、①2人 ②3人 に係る経費が補助対象である。

問 2-7 本事業の対象となる部活動の種類は何か。

答 本事業は、公立の中学校において、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育活動（学校の教育課程としておこなわれるものを除く。）として行われる部活動を対象としている。

なお、スポーツ庁の補助対象となる部活動は運動部活動、文化庁の補助対象となる部活動は文化系や科学系の文化部活動である。特に、運動部活動においては、同一競技でありながら性別によって、別の部活動とみなすか否かは、当該校において常態的にどのように整理されているかによる。

問 2-8 補助対象経費のうち、交通費とはどのようなものを想定しているか。

答 交通費とは、通勤手当相当のものであり、大会の引率等に係る出張旅費等は対象外。なお、交通費を補助対象とするには下記の条件を満たすことが必要である。

※1 人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者

※2 交通手段が車（他の交通手段がなく、且つ距離等の事情により真に車での通勤がやむを得ない場合に限る。）

※3 生徒が参加する大会の会議や抽選会等に出席する際の旅費や報酬等の費用については補助対象外である。

問 2-9 人材バンクとは、どのようなものを想定しているのか。

答 部活動指導員になりうる人材の発掘、研修、マッチングまでを組織的に行い、継続的・安定的に部活動指導員の任用を行うことができる仕組みを想定しているが、「人材バンク」という形態をとっていなくても、自治体で人員を募集することや自治体側から学校へ提供できるリストを作成するなど、学校と協力しつつ人材確保に資する取組でも構わない。

問 2-10 人材バンクは各自治体単位で立ち上げなければならないのか。

答 都道府県が主体となり、そこに市区町村が参画するという形態も考えられる。

問 2-11 人材バンクはいつまでに立ち上げなければならないのか。

答 交通費の補助要件として、「人材バンクの立ち上げ、または人材バンクの立ち上げ計画

を作成している」としており、当該年度中に立ち上げる必要がある。

問 2-12 「真に車での通勤がやむを得ない場合」の判断基準はあるのか。

答 身近な地域での人材確保が困難であり、広域での人材の発掘等を行わざるを得ない状況における人材確保を支援する手立てとして交通費を補助対象経費としているため、「真に車での通勤がやむを得ない場合」という条件を加えたものである。

各自治体によって、交通事情等はさまざまであることが予想されるため、具体には上記の趣旨を踏まえ、各自治体において適切に御判断いただきたい。

問 2-13 間接補助について、都道府県が指定都市以外の市区町村等に対して支払う補助金の内容に消耗品費を含む場合も国庫補助対象となるのか。

答 市区町村等への補助金についても、国の交付要綱で補助対象としている報酬等に係る経費が対象であり、それ以外の消耗品費等は補助対象外である。

問 2-14 補助対象経費は、所得税等の控除前の額か、控除後の額か。

答 控除前の額である。

問 2-15 部活動指導員の有給休暇について、補助の対象となるか。

答 本事業は、部活動指導員等の配置等を目的とし、人の任用が前提となる性質のものであるため、自治体の規定等に基づき適切に付与された休暇については補助目的と一体不可分と言えることなどを踏まえ、部活動指導員の休暇取得分は補助の対象とする。

問 2-16 運動部活動と文化部活動の間で、部活動指導員の国庫補助金の流用は可能か。

答 運動部活動（スポーツ庁：地方スポーツ振興費補助金）と文化部活動（文化庁：文化芸術振興費補助金）の間で、国庫補助金の流用を行うことはできない。

なお、地方スポーツ振興費補助金と文化芸術振興費補助金のそれぞれにおいて予算に余りがある場合には、年度途中で追加申請を設ける場合がある。

問 2-17 期末手当・勤勉手当の支給補助対象となるのは、どのような任用の者か。

答 本事業において週当たり 15 時間 30 分以上の勤務が見込まれる者。

なお、自治体の条例により期末手当・勤勉手当が支給される場合であっても、必ずしも本事業における期末手当・勤勉手当の支給に関する補助対象となる補助金の対象と一致するわけではない。

また、市区町村独自事業による部活動指導員や他補助金活用の支援員等兼業により勤務の合計が週当たり 15 時間 30 分以上となったとしても、本事業の期末手当・勤勉手当の補助の対象外となる。

問 2-18 期末手当・勤勉手当の算定はどうなっているのか。

答 【期末手当】

①期末手当基礎額×②期別支給割合×③在職期間別割合

【勤勉手当】

④勤勉手当基礎額×⑤成績率×⑥期間率

②期別支給割合、⑤成績率、⑥期間率については、各自治体の会計基準等に基づく割合を用いる。①期末手当基礎額、④勤勉手当基礎額の算定の報酬単価は、補助上限以下の単価で算出したものが補助対象となる。

(参照) 総務省「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」
Q&A 問14【期末手当】https://www.soumu.go.jp/main_content/000724652.pdf

問2-19 勤勉手当は支給対象となるか。

答 地方自治法改正により会計年度任用職員に対しても勤勉手当が支給されることになったことを踏まえ、令和6年度事業より補助対象である。

(参照) 総務省

○地方自治法の一部を改正する法律について（会計年度任用職員制度関係）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000889532.pdf

○地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（通知）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000919615.pdf

⇒（別紙2）【人事評価】https://www.soumu.go.jp/main_content/000919618.pdf

その他【総務省ホームページ】会計年度任用職員に係る関連リンク先

○会計年度任用職員制度等

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/kaikeinendo_ninyou.html

問2-20 地域手当は措置されるのか。

答 別途措置はない。報酬水準に加味する場合は、報酬単価の補助上限の範囲内であれば、補助の対象となる。

問2-21 非常勤講師やスクール・サポート・スタッフ等のパートタイムの会計年度任用職員として任用している者を部活動指導員と兼務することは可能か。

答 パートタイムの会計年度任用職員として任用されている非常勤講師やスクール・サポート・スタッフに、パートタイムの会計年度任用の職として設置される部活動指導員を兼ねさせることは可能である。

ただし、地方公務員法第24条第3項に規定する重複給与支給禁止規定に抵触しないよう、双方の職の勤務時間が重ならないように適切に任用するとともに、同一任命権者の下に置かれる職を兼ねた場合、双方の勤務時間の合計が常勤職員未満であればパートタイム会計年度任用職員、常勤職員と同一であればフルタイム会計年度任用職員としての任用となる点に留意する必要がある。

また、民間企業に従事する者を部活動指導員として任用する場合についても、同様に、パートタイムの会計年度任用職員として任用することが想定される。

なお、既に他の事業主（他の任命権者を含む。）に雇用されている者を会計年度任用職員に任用しようとする際、当該事業場における所定労働時間を把握し、法定労働時間を超えて公務に従事させる場合には、適切に時間外勤務手当に相当する報酬を支給する必要があること等に留意いただきたい。「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第2版（R4.12.23 一部修正 総務省作成）」のQ&A 問17-5も併せて参照されたい。

また、いずれの場合も、職務専念義務や守秘義務、信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されることに留意願いたい。上記マニュアルQ&A問7-1も併せて参照されたい。

※別紙「部活動指導員の任用に当たっての留意事項」も参照

問2-22 会計年度任用職員の兼職により法定労働時間を超えて公務に従事させる場合に支給する「時間外勤務手当に相当する報酬」は、補助の対象となるのか。

答 報酬として支給することは可能であるが、報酬単価の補助上限を超えるものについては、補助対象外であるため、各自治体で負担すること。

（例）民間企業（所定労働時間 40 時間）との兼職

報酬単価 1,400 円

時間外勤務手当に相当する報酬 $1,400 \text{ 円} \times 25/100 = 350 \text{ 円}$

1 時間当たり $1,400 \text{ 円} + 350 \text{ 円} = 1,750 \text{ 円}$

自治体負担 $1,750 - 1,600 = 150 \text{ 円}$

問2-23 自治体負担分については、地方財政措置があるか。

答 本事業に係る令和7年度の自治体負担分については、昨年度に引き続き地方財政措置がなされるよう要望している（令和7年1月10日現在）。なお、詳細は決定され次第、別途連絡させていただく。

問2-24 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用することは可能か。

答 自治体負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能。詳細は、下記サイトを参照すること。

【企業版ふるさと納税ポータルサイト】

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

内閣府地方創生推進事務局

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

問2-25 部活動指導員ではなく、従来型の外部指導者を配置するための費用は本事業の対象となるか。

答 本事業は、地域におけるスポーツ・文化環境の整備・充実に向けて、生徒にとって望ましいスポーツ・文化環境の構築及び顧問の教員の負担軽減を図る観点から支援を行うものであり、学校教育法施行規則第78条の2の規定に該当する部活動指導員の配置支援を目的としていることから、これに該当しない者は対象外である。

問2-26 教員が顧問として常時指導を行う傍らで、技術的な指導のみを行う部活動指導員を配置するための費用は本事業の対象となるか。

答 本事業の実施に当たっては、部活動指導員は、原則として単独で指導を行うこととしている。

このため、やむを得ない場合を除き、顧問の教員と部活動指導員と一緒に指導することは想定していない。よって、顧問の教員の部活動指導に係る時間が軽減されることが明らかでない場合には、当該部活動指導員の配置費用は本事業の対象外となる。

問 2-27 たとえばアスレチックトレーナーなど、複数の部活動に関わり、部活動の質の向上に資する部活動指導員を配置した場合、本事業の対象となるか。

答 本事業の実施に当たっては、部活動指導員は、原則として単独で指導を行うこととしている。このため、やむを得ない場合を除き、顧問の教員と部活動指導員と一緒に指導することは想定していない。よって、部活動指導員が複数の部活動の指導を行うことは可能であるが、顧問の教員の部活動指導に係る時間が軽減されることが明らかでない場合は、当該部活動指導員の配置費用は本事業の対象外になる。

問 2-28 これまでは、火曜日と日曜日を休養日としていたが、部活動指導員を新たに任用することで、日曜日を活動日とし、その日曜日を部活動指導員が単独で指導することとした場合、本事業の対象となるか。

答 「国の部活動ガイドライン」の遵守及び顧問の教員の部活動に係る時間の軽減が図られない場合は、対象外である。

問 2-29 部活動指導員を任用する際に、その募集・採用・研修に係る経費は、本事業の補助対象となるか。

答 補助対象外である。

(参考) 研修に係る経費の例

- ・研修会の開催経費
- ・資格取得のための外部講習会への参加費やそれに係る旅費等

問 2-30 中等教育学校や特別支援学校で、中学校段階と高等学校段階の生徒の両者が在籍する部活動に部活動指導員を活用する場合、本事業の対象となるか。

答 本事業は、中等教育学校前期課程や特別支援学校中等部の生徒が属する部活動（以下、「前期課程等の部活動」という）において、中学生段階の大会引率や練習指導等に係る経費については、前期課程等の部活動の顧問教員の部活動指導に係る時間が軽減されることが明らかな場合、補助対象とすることができる。

問 2-31 部活動指導員が複数の学校を掛け持ちする場合は、本事業の対象となるか。

答 部活動指導員が複数の学校を掛け持ちする場合であっても、顧問の教員の部活動に係る時間が軽減されることが明らかである場合には、本事業の対象となる。

問 2-32 1校当たりの人数や県内での人数の上限はあるか。

答 本事業は、各自治体からの申請を踏まえて交付決定を行うため、1校当たりの配置人数や自治体ごとの上限は設けていない。

問 2-33 1人当たりの報酬等（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）の上限は、いくらか。

答 部活動指導員に対する報酬等の額は、各自治体の会計基準等に基づく単価を設定して差し支えないが、補助金の申請に当たっては、1時間当たりの単価は1,600円を補助上限とする。また、報酬等の基準が時間単価によらない場合であっても、1時間当たりで換算した単価が1,600円以下であること。

問 2-34 民間業者等の第三者へ委託してよいか。

答 本事業は、学校教育法施行規則第78条の2の規定に該当する部活動指導員を任用する場合を対象としているため、委託費は対象費目としていない。このため、部活動指導に係る業務を民間業者等第三者に委託したり、請負契約を結んだりする場合には、学校教育法施行規則第78条の2の部活動指導員としての任用には該当しないため、対象外とする。

問 2-35 各自治体において部活動の在り方に関する方針等が作成されていない場合にも、「国の部活動ガイドライン」を遵守していることが明らかであれば補助対象となるか。

答 「国の部活動ガイドライン」を遵守していることが明らかであることが支給要件となる。このため、原則、設置する学校に係る部活動のガイドラインを策定した上で申請すること。

なお、市区町村において、設置する学校に係る部活動の方針が作成されていない場合でも、部活動ガイドラインのうち、「適切な休養日等の設定」として記載されている1日の活動時間や休養日の設定に関する事項を遵守することが通知等により示されているのであれば「『国の部活動ガイドライン』を遵守すること」という支給要件を満たしているものとして取り扱う。

問 2-36 学校の休業日（学期中の週末を含む）の部活動に部活動指導員を活用することは可能か。

答 予算積算上は平日のみとしているが、「『国の部活動ガイドライン』を遵守していること」を前提に、学校の休業日（学期中の週末を含む）の部活動に部活動指導員を活用することは可能である。

問 2-37 仮に、「国の部活動ガイドライン」と市区町村教育委員会が策定した方針で1日の部活動の時間の上限が異なる場合には、校長は、市区町村教育委員会が策定した方針に従っていれば補助対象となるのか。

答 「国の部活動ガイドライン」で示されている活動時間（週11時間（平日2時間、学校の休業日（学期中の週末を含む）3時間）や休養日（週2日以上（平日1日、土曜日及び日曜日1日以上）、部活動指導員に対する研修などの事項を遵守している場合に、本事業の補助対象となる。併せて、本補助金の交付要綱においては、部活動指導員を活用している中学校全体で「国の部活動ガイドライン」を遵守することを支給要件としている。

問 2-38 平日の生徒の部活動の活動時間は1日2時間であるが、部活動指導員が行う事前準備や部活動報告書の作成や後片付けの時間を含めると、部活動指導員の勤務時間が3時間となる場合は、本事業の対象となるか。また、対象となる場合は、部活動指導員の勤務時間の

3 時間分が補助対象となるか。

答 部活動指導員が行う当日準備や部活動報告書の作成や後片付けなど、直接生徒に対する指導を行っていない部活動指導員の勤務時間についても、当該学校における部活動が「国の部活動ガイドライン」を遵守しているのであれば、補助対象の時間として差し支えない。

問 2-39 学校の休業日（学期中の週末を含む）の部活動の指導時間が 3 時間を超えた場合は補助対象となるか。

答 本事業の実施にあたっては、「国の部活動ガイドライン」を遵守していることを支給要件としていることから、生徒のケガ対応等のやむを得ない場合を除き、3 時間を超えた場合は、補助対象外となる。

問 2-40 学校の休業日（学期中の週末を含む）に大会に参加する場合、1 日の活動時間が 3 時間を超えることが予想されるが、この場合は補助対象となるか。

答 大会参加の場合は、1 日の活動時間が「国の部活動ガイドライン」に示されている時間を超えても補助対象として差し支えない。なお、「国の部活動ガイドライン」においては、「週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。」とされていることに留意されたい。

問 2-41 学校の休業日（学期中の週末を含む）に他校と練習試合を行うために、部活動指導員が学校外の会場に生徒を引率する場合、移動時間を含めた集合から解散予定の時間が 3 時間を超える場合であっても補助対象となるか。

答 生徒を引率する場合には、移動時間も含めて補助対象として差し支えない。
なお、本事業の実施にあたっては、部活動指導員は、生徒数や大会日程等の事情により、複数名での引率が必要な場合を除き、原則として、単独で引率を行うこととしている。そのため、やむを得ない場合を除き、顧問の教員と部活動指導員が一緒に引率することは想定しておらず、顧問の教員の部活動指導に係る時間が軽減されることが明らかでない場合には、対象外となる。

問 2-42 学校外の会場で行われる練習試合に参加する際、生徒は学校から会場まで公共交通機関等を利用し移動するが、部活動指導員は練習試合に必要な道具を持って自家用車で学校から会場まで移動する場合、その移動の時間も補助対象となるか。また、部活動指導員が自宅から直接会場に行く場合はどうか。

答 旅行命令の範囲内で移動時間を含めて補助対象として差し支えない。

問 2-43 外部人材を教育事務所に配置し、域内の学校を巡回で指導するような形式の事業は補助対象となるか。

答 学校への配置を原則としているため、拠点校に配置した上で、域内の学校にも指導を行うなどの方法により対応していただきたい。

ただし、やむを得ない事情により教育事務所等に籍を置かざるを得ない場合は、当該指導員が学校教育活動に直接関わる業務のみに従事し、教育事務所の事務などに従事していないことを証明できるようにしておくこと。

問2-44 スポーツ庁・文化庁が実施する部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業に選ばれた場合、本事業の対象となるか。

答 平日・休日にかかわらず、学校部活動ではなく、地域におけるスポーツ・文化クラブ活動にかかる指導者等の人件費等は、本補助金の対象とはならないが、学校部活動として行われる活動に部活動指導員を配置する場合は、本事業の対象となる。なお、同一人物が平日の学校部活動、休日の地域スポーツ・文化クラブ活動（スポーツ庁・文化庁の実証事業）の両方に関わる場合においても、平日の学校部活動に係る人件費等は補助対象となるが、それぞれの事業の費用について重複することがないように注意すること。

問2-45 交付内定額通知日（内示日）以降に実施する事業に係る経費が補助対象となるものと考えて良いか。

答 事業年度の4月1日以降で、かつ、交付内定額通知日以降に実施される事業で、交付要件を満たしている場合に補助対象となる。

【3. 申請手続き等について】

問3-1 実施要領「5 費用（2）（イ）」について、「国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないようにすること」の趣旨如何。

答 義務教育費国庫負担金をはじめ、情報通信技術支援員（ICT支援員）や特別支援教育支援員等の地方財政措置がされているもの、観察実験アシスタントや日本語指導者、母語支援員等の他の国庫補助金等で任用等がなされる職と勤務時間が重ならないよう適切に任用等し適切に勤務時間管理を行うとともに、本事業会計と明確に区分し、重複して支給することがないことを求めているものである。

【4. 補助金の交付について】

問4-1 事業申請や実績報告時には、どのような資料を準備する必要があるのか。

答 補助金の申請や実績報告時において必要な書類については、補助金交付要綱を参照すること。なお、各自治体においては、事業の実績が説明できるよう関係資料を適切に整備すること。

※交付要綱第18条に留意すること。

（整備いただきたい資料の例）

- ・各自治体の部活動に関するガイドライン等（都道府県、市区町村、学校分）
※学校分を除き要提出
- ・部活動指導員の任用に関する資料（規則、発令等）
- ・担当部活動が明示されている校務分掌表
- ・部活動指導に従事した日時がわかる勤務実績簿
- ・部活動指導手当支給簿
- ・補助対象経費の単価に係る根拠規定が確認できる書類

【 5. 実績報告について】

問 5 - 1 都道府県において間接補助事業を実施する場合、間接補助者（指定都市以外の市区町村等）から支出根拠書類を提出させるべきか。

答 提出させる必要がある。

都道府県は、市区町村に補助金を交付する場合、交付要綱第18条のとおり市区町村に対して同20条の条件を付し、補助事業の支出内容を証する書類を整備させる必要がある。

実際の支出状況を都道府県で把握せず補助金を交付した結果、市区町村において支出漏れが発覚し、国に対して補助金の返還が生じた事例があったため、必ず都道府県で確認すること。

問 5 - 2 実績報告書の提出期限は、決まっているか。

答 概算払の場合は、事業年度の翌年 4 月 10 日が提出期限である。なお、事業年度中に、支出事務手続き方法の確認をさせていただく。

精算払の場合は、事業年度末を提出期限としている。

問 5 - 3 市区町村からの支出根拠書類の提出が必要な場合で、国への実績報告書の提出期限までに間に合わないときはどうすれば良いか。

答 例えば、3 月の勤務実績分に係る支出根拠書類が間に合わない場合が想定されるが、その場合、支出見込として実績報告書に計上し、後日必ず根拠書類を市区町村に提出させ、支出済みであることを確認すること。なお、このような場合でも、補助事業者（都道府県）は、間接補助事業者（各市区町村）に対する補助金交付を済ませた上で、国へ実績報告書（根拠資料含む）を提出願います。

問 5 - 4 実績報告時において必要な根拠書類に、既定の様式はあるのか。

答 実績報告時において必要な根拠書類として、様式は任意とするが、以下①～④の提出を国へ提出すること。ただし、間接補助事業においては、資料が膨大になる場合、市区町村等から提出される支出根拠書類①～④との突合を正確に行った上で、①～④の内容を網羅した一覧表を代替書類として提出願います。（国から一覧表の様式を送付）

①各人の勤務時間数、勤務日数が確認できる書類の写し

②各人の 1 時間当たりの報酬等単価の根拠が確認できる書類の写し

月額の場合はその月の勤務時間数や週数で割り戻す等計算した上で、1 時間あたりの単価を明記すること。

③各人への補助対象経費の支出が確認できる書類の写し

④各人が部活動指導員として任用されていることが確認できる書類の写し

また、各自治体においては、必要に応じ説明できるよう本事業に関する書類を適切に整理・保存しておくこと。（証拠書類（5 年保存））

【 6. その他】

問 6－1 事業計画書に成果目標・成果実績欄があるが、記載する際に留意すべき事項はあるか。

答 平成 28 年（2016 年）度行政事業レビューにおける指摘を踏まえ、PDCA サイクルを確立する観点から、事業ごとに、可能な限り定量的な成果目標、成果指標を設定していただきたい。

（参考）中学校における部活動指導員の配置支援事業の成果目標・成果指標の例

成果目標：地域連携を通じた持続可能な地域文化環境の整備のため、顧問の部活動従事時間の削減を目指す。

成果指標：部活動指導員を配置した部活動顧問の一週間当たりの部活動従事時間を前年度の 50% 以上削減する。

問 6－2 部活動顧問及び部活動指導員の勤務状況等は、必ず国へ報告しなければならないか。

答 当該報告は、「実施要領別紙 2 3. その他」に基づき、報告しなければならない。6 月（報告ができない場合は 10 月）の任意の 1 週間の勤務状況を報告していただくこととしており、年度中に依頼させていただく。なお、部活動指導員を配置している中学校等において、部活動指導員が配置されてからの勤務状況を適切に報告できるよう、各年度の報告書は、当該中学校内で適切に保管・引継ぎをお願いします。